

【1 排水槽清掃点検仕様書】

- 1 「下水道法」、「下水道法施行令」及び「下水道法施行規則」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」及び同法に基づく厚生労働省告示に定めるところによる。
- 2 汚水槽の清掃
 - (1) 清掃の一般事項
 - ① 蚊、ハエ等の発生防止に努め、清潔を保持すること。
 - ② 除去物質の飛散防止、悪臭発散の防止、消毒等に配慮するとともに作業中の事故防止に留意すること。
 - ③ 清掃に用いる照明器具は防爆形で、作業に十分な照度が確保できるものとする。
 - ④ 水槽内に立ち入るときは、火気に注意すると共に、換気を十分に行い、安全を確保すること。また、換気は作業が完全に終了するまで継続して行うこと。
 - ⑤ 清掃時に薬品を用いる場合には、終末処理場又はし尿浄化槽の機能を阻害することのないように留意すること。
 - (2) 清掃作業
 - ① 水槽内の汚水及び残留物質を確実に槽外に排除すること。
 - ② 流入管に付着した物質並びに排水管及び通気管の内部の異物を除去し、必要に応じ消毒等を行うこと。
 - (3) 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「下水道法」等の規定に基づき適切に処理する。
- 3 汚水槽の点検項目及び点検内容は、表1-1による。

表1-1 汚水槽

点 検 項 目	点 検 内 容	備 考
1 本体	① 内部の浮遊物及び沈殿物の状況を点検する。 ② 漏水及び壁面等の損傷、亀裂、錆等の有無を点検する。 ③ マンホールの密閉状態の良否を点検する。	
2 水面制御及び警報装置【フロートスイッチ、レベルスイッチ、電極棒】	① 損傷及び腐食の有無を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	
3 配管	① 水漏れ及び詰まりの有無を点検する。 ② 錆、腐食、損傷等の有無を点検する。 ③ 配管接続部の変形、腐食、損傷等の有無を点検する。 ④ 配管固定部の変形、腐食、損傷等の有無を点検する。 ⑤ 防虫網の目詰まり、錆、腐食、損傷等の有無を点検する。	

【2 ポンプ点検仕様書】

1 点検項目及び点検内容は、次による。

- (1) 揚水ポンプの点検項目及び点検内容は、表2-1による。
- (2) 排水ポンプの点検項目及び点検内容は、表2-2による。

表2-1 揚水ポンプ

点 検 項 目	点 検 内 容	備 考
1 基礎・固定部	<ul style="list-style-type: none"> ① 固定金具、及び固定ボルトの緩み、変形、腐食等を点検する。 ② 防振装置の変形、劣化等の有無を点検する。 	
2 外観の状況	<ul style="list-style-type: none"> ① グランド漏れが正常であることを確認する。 ② シェルの結露水、グランド漏れ等の排水が排水管に流れていることを点検する。 ③ 腐食、損傷、及び水漏れの有無を点検する。 ④ 軸継手ゴムの損傷の有無を点検する。 ⑤ ベルトの損傷等の有無を点検する。 ⑥ 軸継手の芯出しの良否を点検する。 ⑦ ポンプの吸込圧力、及び吐出圧力が許容範囲内にあることを確認する。 	
3 電動機	<ul style="list-style-type: none"> ① 電動機が外部より調査できる場合は、発熱等異常の有無を点検する。 ② 回転方向が正しいことを点検する。 ③ 絶縁抵抗を測定し、その良否を点検する。 ④ 運転電流が定格値以下であることを確認する。 	
4 フート弁、逆止弁	開閉の良否を点検する。	
5 連成計又は圧力計	<ul style="list-style-type: none"> ① 腐食及び損傷の有無を点検する。 ② 正常値を示していることを確認する。 	
6 運転調整	<ul style="list-style-type: none"> ① 運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。 ② 運転電流が定格以下であることを確認する。 	

表 2-2 排水ポンプ

点 検 項 目	点 検 内 容	備 考
1 本体・脱着装置・ガイド部	腐食、損傷等の有無を点検する。	
2 電動機	① 電動機が外部より調査できる場合は、発熱等異常の有無を点検する。 ② 回転方向が正しいことを点検する。 ③ 絶縁抵抗を測定し、その良否を点検する。 ④ 運転電流が定格値以下であることを確認する。	
3 ケーブル	① 損傷等の有無を点検する。 ② 絶縁抵抗を測定し、その良否を点検する。	
4 連成計又は圧力計	① 腐食及び損傷の有無を点検する。 ② 正常値を示していることを確認する。	
5 運転調整	① 運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。 ② 正常値を示していることを確認する。	

【3 受水槽点検清掃仕様書】

- 1 「水道法」、「水道法施行規則」及び「水質基準に関する省令」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」及び同法に基づく厚生労働省告示並びに各地方条例に定めるところによる。
- 2 保守には、受水槽の内部清掃も含むものとする。
 - (1) 清掃の一般事項
 - ① 作業は、健康状態の良好な者が行うこと。
 - ② 作業衣及び使用器具は、受水槽の掃除専用のものであるとする。又、作業は衛生的に行われるようにすること。
 - ③ 受水槽内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。
 - ④ 清掃の周期は、年1回とする。
 - (2) 清掃作業
 - ① 受水槽内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。なお、壁面等に付着した物質の除去は、受水槽の材質に応じ、適切な方法で行うこと。
 - ② 洗浄に用いた水は、完全に受水槽外に排除すると共に、受水槽周辺の清掃を行う。
 - ③ 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらい錆等が受水槽内に流入しないようにする。
 - (3) 消毒作業
 - ① 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上受水槽内の消毒を行うこと。
 - ② 消毒薬は、有効塩素 50～100mg/L 濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いること。
 - ③ 消毒は、受水槽内の全壁面、床及び天井の下面について、高圧洗浄機等を利用して消毒薬を噴霧により吹付けるか、ブラシ等を利用して行うこと。
 - ④ 消毒に用いた排水は、完全に受水槽外に排除すること。
 - ⑤ 消毒終了後は、受水槽内に立入を禁止する措置を講ずること。
 - (4) 消毒後の水洗い及び受水槽内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行うこと。
 - (5) 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「下水道法」等の規定に基づき適切に処理する。
 - (6) 受水槽の水張り終了後、給水栓及び受水槽における水について、水質検査及び残留塩素の測定を行う。
- 3 受水槽の点検項目及び点検内容は、表3-1による。

表3-1 受水槽

点検項目	点検内容	備考
1 基礎・固定部	<ul style="list-style-type: none"> ① 亀裂、沈下等の有無を点検する。 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。 ③ 架台のさび、腐食等の有無を点検する。 ④ 架台のたわみ及び基礎部隙間の有無を点検する。 ⑤ 基礎部の水平度、不等沈下等を確認する。 	
2 外観の状況	<ul style="list-style-type: none"> ① 水漏れ及び外面の錆、腐食、損傷等の有無を点検する。 ② 接合金具及び接合ボルトの緩み、腐食等の有無を点検する。 ③ 内・外部補強材の緩み、変形及び内面の腐食、損傷等の有無を点検する。 ④ マンホールの密閉状態及び施錠の良否を点検する。 	
3 付属装置 a ボールタップ・低水位弁 b 水面制御及び警報装置 【フロートスイッチ、レベルスイッチ、電極棒】 c 塩素滅菌器	<ul style="list-style-type: none"> ① 浸水、変形、損傷等の有無及び作動の良否を点検する。 ② 水の供給を停止したとき、水漏れ及び衝撃のないことを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 汚れ、腐食、損傷等の有無を点検する。 ② 水位電極部、パイロット管等の接続部の緩み及び腐食の有無を点検する。 ③ 作動の良否を点検する。 <p>ボール弁及びサイホンブレーカーの作動の良否を点検する。</p>	
4 配管	<ul style="list-style-type: none"> ① 変形、腐食、損傷等の有無を点検する。 ② 防虫網の詰まり、腐食、損傷等の有無を点検する。 ③ 配管支持の固定点の位置が適切か確認する。 ④ フレキシブルジョイントにより配管の振動又は揺れがタンク本体に伝播していないことを確認する。 	